

第三百三十二回国会
衆議院
建設委員會
議 録 第 七 号

平成七年二月二十三日(木曜日)

午前十一時三十一分開議

出席委員

委員長 遠藤 和良君

理事 木村 義雄君 理事 野田 実君

理事 藤井 孝男君 理事 太田 昭宏君

理事 北村 直人君 理事 渡辺浩一郎君

理事 松本 龍君 理事 玄葉光一郎君

安倍 晋三君 遠藤 利明君

古賀 誠君 佐田玄一郎君

斎藤 文昭君 塩谷 立君

田野瀬良太郎君 根本 匠君

山本 有二郎君 大口 善徳君

長内 順一君 齊藤 鉄夫君

白沢 三郎君 広野ただし君

山本 幸三君 沢藤礼次郎君

堀込 征雄君 中島 武敏君

大矢 卓史君

出席国務大臣

建設大臣 野坂 浩賢君

出席政府委員

建設大臣官房長 伴 襄君

建設大臣官房技 術審議官 尾田 栄章君

建設省建設経済 局長 小野 邦久君

建設省道路局長 藤川 寛之君

建設省住宅局長 梅野捷一郎君

委員外の出席者

建設委員会調査 室長 杉本 康人君

委員の異動

二月二十三日 辞任

高市 早苗君 補欠選任

齊藤 鉄夫君

第一類第十三号

建設委員會議録第七号

平成七年二月二十三日

同日

辞任

齊藤 鉄夫君

高市 早苗君

補欠選任
高市 早苗君

同日

辞任

齊藤 鉄夫君

高市 早苗君

同日

辞任

齊藤 鉄夫君

高市 早苗君

同日

辞任

齊藤 鉄夫君

高市 早苗君

同日

辞任

齊藤 鉄夫君

高市 早苗君

同日

辞任

齊藤 鉄夫君

高市 早苗君

同日

辞任

齊藤 鉄夫君

高市 早苗君

同日

辞任

齊藤 鉄夫君

高市 早苗君

同日

辞任

齊藤 鉄夫君

高市 早苗君

同日

辞任

齊藤 鉄夫君

高市 早苗君

同日

本日の会議に付した案件
住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進
法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五号)
電線共同溝の整備等に関する特別措置法案(内
閣提出第三八号)

○遠藤委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅
建設等促進法の一部を改正する法律案及び電線共
同溝の整備等に関する特別措置法案の両案を議題
といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し
ます。齊藤鉄夫君。

○齊藤(鉄)委員 新進党の齊藤鉄夫でございます。

きょうは四十分の時間をいただきまして、今回
議題となっております二法案につきまして質問を
させていただきます。また、その後、
阪神・淡路大震災に関連して、建設省所管の公共
土木構造物が倒壊いたしましたけれども、その施
工不良の問題について質問させていただきます。

まず最初に、電線共同溝の整備等に関する特別
措置法、これに関して質問させていただきます。

私、広島でございますが、広島は十分な都市計
画を持たないでどんどん巨大化していった。大型
の公共交通機関を計画しないでどんどん郊外に住
宅が広がって、その結果、狭い道路を大型のバス
が頻繁に走る、その狭い道路に大型のバスと電信
柱があつて、その電信柱とバスの間を小さな子供

たちやお年寄りが歩いていて、こういう姿をよく
見かけます。そういう意味でも、電柱をなくして
電線を地中化する、その促進を図るこの特別措置
法は非常に有用な法律であろうと私は考えており
ます。

また、今回の阪神大震災でも、電線が地中化さ
れた部分につきましては被害が非常に少ない。二
けたのオーダーで被害が少なかったという報告も
されております。そういう意味でも、災害に強い
都市づくりを図る意味でも、この電線共同溝の整
備が必要なのではないか。

また、今後情報社会を迎えて光ファイバース
テムを敷設していかなくてはならないわけですが、
その上からも、電線共同溝は非常に今後の日
本の社会にとって必要なものだろう、このように
思います。

さて、この電線共同溝、非常にいいのですけれ
ども、これをつくるには、地域社会と、それから
電線を持つている事業者、これは電力会社とか通
信事業者とかそのほかあるかと思いますが、その
事業者、そして道路の管理者、この三者があるわ
けです。この三者が意思疎通を図りながら協
力していかなくてはいいかと思うのですが、
私は、特に今回のこの電線共同溝については、地
域社会の意向というのが特に大事だろつと思いま
す。電線を地下に埋める最大の目的は、交通問題
そして街の景観の問題でございます。地域固有の
問題でございます。そういう意味で、地域の意向
を酌み取る仕組みがこの法律案ではどうなってい
るのか。地域の主体性、地方分権という観点から
も、地域の意向を酌み取る仕組みがこの法律では
どうなっているか、これについてまずお聞きした
いと思ひます。

○藤川政府委員 お話ございましたように、こ
の法律につきましては、道路上にございます電線

とか電柱を撤去して地中化を図ることによつて、
安全かつ円滑な道路交通を確保しよう、また道路
の景観の整備を図つていこう、そういう目的を持
つていられるわけでございます。

いずれにいたしましても、今お話ございました
ように、これらは地域に大変密着いたしました
事柄でございます。この電線共同溝の整備に当た
つては、やはり地域の意向を十分に配慮すること
が必要だというふうに考えているところでござい
ます。

具体的には、この法案におきましては、道路管
理者が電線共同溝の整備道路を指定しようとする
場合には、住民に最も近い立場で地域の総合行政
を担つております地元市町村の意見をあらかじめ
聞くこととしていられるところでございます。また、
逆に、地元の市町村からも道路管理者に対しまし
て電線共同溝整備道路を指定するように要請する
こともできるということになっていられるところで
ございます。

今もお話ございましたように、やはりこうい
う仕組みを適切に活用いたしまして、地域の意向
に十分配慮する、そういう地域の意向を十分踏ま
える形でこの電線共同溝の整備を推進してまいり
たいというふうに考えております。

○齊藤(鉄)委員 既成市街地について、景観が非
常に悪い、交通問題からも非常に大きな障害があ
る、こういうことで電線の共同溝を促進する、こ
れも非常に大事で、そこで地域の意向を十分酌み
取る、これも非常に大事だと思ひます。

また、もう一つ、これから開発される新しい市
街地、ニュータウンとかそういう面的開発事業に
合わせてこの共同溝を初めから計画の中に盛り込
むという努力も必要なのではないかと思ひます。

私の地元の広島の場合が大変申しわけないです
が、昨年アジア大会がありまして、いろいろな開

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

発が行われました。新交通システムというのがつくられました。その周辺はすべて電柱がない。すべて地中化が進んだわけですが、それに伴ってその周りに開発されるいろいろなニュータウン、これには地中化が用いられなく、電柱がいっぱい立っているわけでごさいます。こういう場合は、計画段階から電線共同溝を計画に入ればよかったのになという気がするので。

そういう新しい開発に際して電線共同溝をつくるべきだという法的強制力とか、そういうものはいかがなんでしょうか。先ほどの第一の質問の、地域の意向を十分酌み取らなければいけないというのとちよつと矛盾する質問になりますが、その点についてはいかがでしょうか。

○藤川政府委員 今お話がございましたが、新しいニュータウン等の開発がなされる場合に、開発に合わせて電線共同溝を整備するということが、これは要するに、開発後に電線共同溝を整備する場合に比べると恐らく施工も非常に簡単ですし、建設コストも低くすることができるとは思います。というふうにごさいます。そういうところから、面的にきちんと整備される、そういう非常に大きなメリットがあるのじゃないかというふうに私も考えているところでごさいます。そういうニュータウン等の新市街地につきましては、やはり開発に合わせて当初から電線共同溝の整備を行うことが望ましいというふうにごさいます。

ただ、強制的に最初からそういうことをやりなさいという仕組みにはなっていないわけではございますけれども、私どもとしては、そういう開発に合わせてやるのが望ましいことでごさいます。電力とか通信事業者等との必要な調整もございしますが、そういう方々の御協力も得てやはり当初から計画的に電線地中化が進められるように、私どもとしてもできる限りの、これは指導という形になろうかと思いますが、指導してまいりたいというふうにごさいます。

○斎藤(鉄)委員 その点、その指導をよろしくお

願いたします。

今後この事業を大いに進めていっていただきたいと思うわけですが、法律をつくっただけではなかなか進まないわけで、それなりのインセンティブ、普及のための努力が必要かと思ひます。

大都市だけでなく田舎の町村におきましても、その町の真ん中というのは、大体百メートルか二百メートルぐらいのメインストリートというふうなものをごさいます。その部分は道路も狭く、そこに車と電信柱と人が共存している、共存という言葉をちよつとおかしいのですが、いるところがあるがたぶんごさいます。そういうところでも電線の地中化を進めるべきだと思いますが、そのインセンティブをどのように考えていらっしゃるか、御質問いたします。

○藤川政府委員 もう既にお話をさせていたたいしておりますが、私どもとしては、この電線共同溝を今までもより積極的に延長を延ばすような努力をしていきたいというふうにごさいます。

そういうことで、このインセンティブというところでごさいます。具体的には、一つはやはりできるだけ建設コストを安くしよう、低コスト化を図ろうということ、従来キャブシステムというような形で進めていたのですが、これに比べると建設コストが三分の一ぐらいいなコストになるわけでごさいます。

それからあと、この電線共同溝に入溝する事業者、電力とか通信事業者の方の負担もあるわけでごさいます。この負担能力にも配慮しなければいけないということで、電線共同溝のそういう通信事業者、電力事業者の方々の負担金につきましては、従来のキャブシステムの大体五分の一度に軽減しようというふうにごさいます。また、事業者の御負担もあるわけでごさいます。その負担するお金につきまして低利融資制度を創設したいということで、平成七年度から具体的に考えておりますし、また税の優遇措置につきましても整備したところでごさいます。

そういういろいろな制度を総合的に活用しながら、電線共同溝の整備を、できるだけ延ばすということで積極的に推進してまいりたいというふうにごさいます。

○斎藤(鉄)委員 御努力をよろしく願ひいたします。

それでは次に、住宅金融公庫法の一部を改正する法律案につきまして、二、三質問をさせていただきます。

本来、住宅金融公庫法におきましては、中古マンションに対する金融公庫金利は、新築マンションに対する金利よりも高く設定してある。しかし特例措置として、これまである一定条件の中古マンションについては、新築マンションと同じような低い基準金利にしてきた。それが今回、三月三十一日に期限切れを迎える。したがって、この期限を延ばして中古マンションに対する金利をこれまでどおり低くしたい。その場合、今まではある一定の中古マンションということだったわけですが、今回新たな条件を加えて、優良中古マンションに限ってこの金利を新築マンション並みに軽減する。二年間の時限立法だ。こういう今回の法律案というふうには私は解釈をしているのですが、そもそも一般論として、中古マンションに対する金利が新築マンションに対する金利よりも高い理由というのは何なのでしょうか、住宅金融公庫法のそもそもとして。

○梅野政府委員 お答え申し上げます。私どもの戦後全体の住宅政策の中で、金融公庫も大変大きな役割を果たしてきたわけでごさいます。が、やはり当初から動かしてまいりましたのは、量が極めて少ないということから、できるだけ新しい住宅を建てていただく、量の供給というところに最大の重点を置いてスタートしてきたという歴史があるわけでごさいます。

中古マンションにつきましては、今日ではごく普通の、新築も中古も同じような受けとめ方を国民はされているわけでごさいます。そういう過去の経緯もございまして、今お話がございました

ように、一般の中古マンションについては三段階ございまして金利の中でいわゆる中間金利と言われるもので、新築の場合には基準金利が一般的には適用される、そういうことになっているわけでごさいます。当初あるいは今日まで引き継がれている考え方は、今申し上げましたような背景の中で、新築に比べますと比較的価格が安いということ、助成の内容が取得しやすいというものに合わせてスタートしてきたということが一つございまして。

今申し上げましたように、これを積極的にプッシュするということは、今申し上げましたストックそのものの量をふやしていくという意味での直接的な寄与は余りないというように前提に、現在のような金利体系が組み立てられてきたという経緯でごさいます。

○斎藤(鉄)委員 その点、よくわかりました。そうであるが、これまで特例措置として、ある一定の条件の中古マンションの金利を新築マンション並みに低くしていた、基準金利にしていた、その理由は何かなのでしょう。

○梅野政府委員 ただいま御指摘の、中間金利をベースにしているものを基準金利という一番有利な金利の取り扱いにできたという経緯は、平成四年の秋に考えられたいわゆる経済対策として、景気対策として取り上げられた中で、それを受けて平成四年十二月からスタートをしたわけでごさいます。その段階で今日のような姿になったわけでごさいます。したがって、期限も平成六年度末までということになっております。は、やはり、そういう特例措置を設けようというの、あくまでスタートが経済対策をスタートにできたというところにあるわけでごさいます。

○斎藤(鉄)委員 今回その特例措置を、優良中古マンションに限って二年間延長するというところでごさいます。ここで言う優良中古マンションとは何なのか、その基準は何か、またなぜ優良中古マンションを優遇するのか、その理由をお聞かせください。

これらの試料につきまして、今、強度試験等をやっているわけですが、その結果を取りまとめた上で、道路橋震災対策委員会で究明を今やっておりますので、そういうデータがそろって、その配用の検討が十分

その検討の結果を踏まえまして、施工管理というのでしょうか、そういうものがあり方、あるいは検査のあり方というようなところにつきましても、私どもとしては必要な措置を講じるようにしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○梅野政府委員 建築関係のことについてもちょっと御報告をしておきたいと思えます。

住都公団の關係につきましても、一般的には、古い住宅でございますとか、あるいはいはいゆるげた履きというようなものに特に、傾向としてあまた申し上げれば、そういう傾向のものに若干の被害が出ておまして、どうしても建てかえなければ

はいかぬというようなひどい被害を受けたものもございます。これらについては、当然盛んに状況についての調査等もしておるわけでございます。今のところ、いわゆる施工不良と言われるほどの報告は公団のものについては出ておりませんが、なお詳細に調査したいと思っております。

それから、一般的な建物につきましては、私自身も何度か見たりもしておりますが、専門家のこれまでの調査の御報告の中にはいろいろな問題点が一般的傾向としては御指摘をいただいておりますけれども、建築につきましても特別の調査委員会、それらのさまざま行われている調査を集約して最終的にきちんと客観的に整理をしていこうという調査を今進めているところでございます。

その中では、これから先、約千棟でございますけれども、サンプリングをいたしまして、これに

については相当突っ込んだ、民間建築物を含んだ調査をしようとしたしております。その調査の内容の中には、今御指摘のような施工に伴う部分についても当然含めて調査を進めていただいているということでございます。

私ども、一般建築の場合には、設計については建築基準法の基準があり、あるいは具体的な設計については建築士法がござって、設計並びに工事監理というものの仕組みがござって、その検討の結果によつては、必ずしも建築基準法だけではなくて建築士法という面についても検討、再チェックをする点があるのではないかなというふう

に思っているところでございます。

○齊藤(鉄)委員 施工という面からの原因につきましても、設計だけでなく、施工も非常に大きな重要なファクターだという観点からも調査を徹底的にお願いしたいと思ひます。

今回、施工不良の中でも、特に鉄筋の継ぎ手が、特に大型土木構造物の鉄筋の継ぎ手の問題が大きく取り上げられました。横倒しになった高速道路、みんな鉄筋の継ぎ手で切れているわけですね。鉄筋コンクリート構造物、コンクリートは圧縮には強いけれども引張りに弱い、その引張りを負担するのが鉄筋だ。地震があったときに、高速道路ですらトップヘビーです、例えばぐつと右に揺れる、そのときに柱の左側にある鉄筋がその引張りをぐつと負担して持ちこたえる、こういう構造になっているわけですが、その鉄筋と鉄筋をつないだところがすべて切れている。もし良好な施工がされていればの継ぎ手部分が健全であれば、あの倒壊はひよっとしたらなかったかもしれない、このように言われているわけでございます。

これは非常に細かい技術的な話になりますけれども、ガス圧接という方法で鉄筋が繋がっているわけですね。このガス圧接工法そのものにつきまして、私は非常に優秀な工法だろうと思ひます。その接合性、接いだものを細く切つて、細く丸く

削り出して引張つても、普通その接合部からは切れません。引張つたときに接合部でないところから破断するというのが普通でございます。また、現場施工性、コスト、また技能制度が確立しているという面からも、この圧接工法そのものについて私は非常に優秀な技術だろうと思ひます。

それからまた、建設工事に占める割合というのは〇・一％以下でございますが、ほとんど注目されることはないのですが、しかし、こういういざ大地震があったときに一番ポイントになる、構造物の信頼性を左右するポイントになる、構造物のある、それを鉄筋のガス圧接が負担をしている、担当している、こういうふうには私に考えております。

ただ一つ、この鉄筋ガス圧接工法の欠点だったところは、非破壊検査法がなかったわけでございます。非破壊検査法がないということは、現実にガス圧接してできたものの品質が、施工した人の良心といましようか、技能はもう証明された人がやっているわけですから、その良心にかかっているという点だけがこの工法の欠点だったわけですね。

ところが、建設省さん、また道路公団さん非常に御努力をされて、この鉄筋ガス圧接部の非破壊検査法の確立に力を注いでこられました。道路公団が指導監督する立場にあります日本圧接協会が学識経験者を中心にしてこの非破壊検査法の開発を行い、建築学会、土木学会にもこの非破壊検査法、具体的には超音波探傷法でございますが、これが取り入れられました。建築学会、土木学会がこの圧接部の非破壊検査法、超音波探傷法を認めて、その学会の仕様書に取り入れたのが昭和五十四年でございます。

そして、この五十四年から日本道路公団の肝いりで、全国の日本道路公団の現場でこの鉄筋ガス圧接部の調査、及びこの鉄筋ガス圧接部に非破壊検査法として超音波探傷法を適用する研究が行われました。四年間にわたる研究でございます。その研究成果が、「構造物の非破壊検査手法の適用

性に関する研究報告書」として高速道路調査会でもまとめられております。高速道路調査会でございますが、具体的に道路公団、日本圧接協会が行った研究でございます。そして、この研究の成果というのは、建築学会、土木学会でも認められました。この超音波探傷法の開発、そしてその普及によつて、土木構造物で最も地震時に安全を左右する鉄筋の継ぎ手部の信頼性がこれで向上するというふうには、建築学会、土木学会はその時点で評価したわけでございます。

道路公団また建設省は、この構造物の非破壊検査手法の適用性に関する研究、これを、世間的には注目されなかつたかもしれないが、私は日本の土木構造物の安全性を向上させる意味では画期的な一つの研究成果ではなかつたかと思ひます。この研究についてどのように評価していらつしやいますでしょうか。

○藤川政府委員 今お話がございましたように、阪神公団の横倒しになったビルツ工法の区間でございまして、あれは昭和四十三年、四十四年に施工したものでございます。この施工に当たつて、ガス圧接継ぎ手部の検査につきましては、抜き取りで共同試験をやるといふような対応をしておつたところでございまして、やはり今お話がございました非破壊検査できないか、そういう手法はないかというふうなことで、いろいろ検討を進めておつたようでございます。

日本道路公団が昭和五十四年から五十六年にかけてまして、非破壊検査手法の適用性に関する調査というのをやっております。その中で、超音波探傷法というのが、この鉄筋のガス圧接部の継ぎ手が良好に施工されているかどうかというふうなチェックをする上で大変有効な手法じゃないかという結論を得たところでございます。できるだけこの検査を普及させたいということで、昭和五十七年度に出版物として取りまとめているところでございます。

やはり具体的にできるだけ早くこの手法を取り入れていこうということで、日本道路公団ではこ

の検討の中で、昭和五十五年から超音波探傷法を用いた検査規定を採用しておりますし、また首都高速道路公団では五十七年、そのほかの、阪神高速道路公団では昭和五十九年からこの超音波探傷法によるチェック、検査をやっているところでございます。また、直轄国道の、直轄の道路工事におきまして、昭和六十年代の前半には、すべての道路工事でこういうやり方をやろうというふうなことで、逐次普及しているところでございまして、私どもとしても、この探傷法、非破壊でできるというふうなことで、しかも相当広範囲にわたつてチェックすることができるといふことでございまして、この手法を今申し上げましたように全国的に取り入れていこうというふうな状況でございます。

○齊藤(鉄)委員 その道路公団の研究発表が土木学会では非常に大きな反響を呼びまして、最終的には昭和六十三年に、「鉄筋コンクリート用異形棒鋼ガス圧接部の超音波探傷試験方法及び判定基準」という形で、日本工業規格、JISになっております。そういう意味で、公共土木構造物、建築構造物も含めてですが、安全性のキーポイントになるかと思ひます。今後、全国的にこれがすべての建設工事で使われるように建設省としては努力をされるべきだと思ひますが、普及に対しての御決意を最後に大臣にお聞きして、質問を終わりたいと思ひます。

○野坂国務大臣 お答えをいたします。

齊藤委員の見識の高さについては十分参考にしていかなければならぬと思つております。

建設省といたしましては、この所管の工事において、従来の経験を生かしあるいは新しい技術を導入をして、間違ひのない建設を進めていかなければならぬ。発注者においては、あるいは設計においても厳格な検査を行つて工事の品質を確保してきた、こういうふうな自認しております。

しかし、現実には橋は倒壊をいたしました。したがつて、これについては、橋梁の専門家あるいは土木

の専門家、それぞれ専門家から成る委員会を設置いたしまして、原因の究明、そして損傷の実態、こういうものを十分把握をして、よりよい、見直さなければならぬと、基準も見直してやらなければならぬというふうに建設省としては考えております。

先生のお話を聞きながら、ガス圧接の問題等も問題の中に、組上にて十分討議して、おつしやったように、建設省が信頼される技術というものの、信頼のできる事業というものをこれから進めていかなければならぬ、こういうふうにかたく心に誓っておるところであります。そういう状況の中で、昨年の十二月に、公共工事の品質に関する委員会、これを発足させました。しかし、経済的に見ている問題もありました。それから、諸外国も歩いて、外国と劣らないような建設費の削減ということについても配慮してまいっております。

そういう点を相あわせて進めてまいりたいと思っておりますが、先生はすべて御存じのとおりだと思っております。ラジオアイソトープ等を用いた盛り土の品質管理の技術とか、電磁波を用いた路面から中の状況というものを十分検査をする、そういうことも一つ一つ取り入れながら、お示しがありまして、技術の開発をし、建設省が所管する工事は信頼できるもの、そういう目標を明確に定めて、懸命に努力していく決意でございます。

以上です。

○斉藤(鉄)委員 構造物というのは我々が命を預けるものでございます。ハード、まあ最近ソフトが大変まではやられておりまして、ハードという非常に肩身の狭い部分があるのですが、そのハードがしっかりしてこそソフトもあるわけでございます。我々の命を守っている構造物の信頼性向上について、建設省のこれからの御努力をよろしく願いたいと思っております。

○遠藤委員長 次に、中島武敏君。

○中島(武)委員 住宅金融公庫法の一部改正案に関連してお尋ねしたいと思っております。

兵庫県知事が去る二月十八日建設大臣に提出した要望書にかかわって質問したいと思っております。

去る十四日の当委員会でも、私、質問をいたしました。今回の地震で被害を受けた危険な宅地に対する対策についてお聞きしたいと思っております。

今回の阪神大震災では、地震による倒壊、火災による損失など未曾有の住宅被害をもたらしましたが、傾斜地につくられております神戸・阪神地区及び淡路島では、宅地についても地割れ、石垣、擁壁などの崩壊が行われるという大変な被害が驚くほどたくさん出ております。

そこでお尋ねしたいのですけれども、地震による宅地被害について建設省はこれまでどのような調査を行い、実態をどのように把握しているか、そして、非常に危険な状態になっている宅地は一体どれくらいあるのか、この問題についてまずお尋ねいたします。

○小野政府委員 お答えいたします。

建設省におきましては、一月十七日の地震発生以来、兵庫県あるいは神戸市などと十分連絡を取りながら被害状況の把握に万全を期してまいりましたところでございます。今回の阪神・淡路大震災による宅地の被害は、先生御指摘のとおり極めて広範に及んでおるわけでございます。そういうこともございまして、兵庫県からの要請に基づきまして、一月二十二日から、住宅・都市整備公団による造成宅地の被害状況把握の応援を求めまして、公団等、建設省ももちろん人を出しております。関係者による調査を実施いたしました。現在までのところ約三千カ所の宅地の被害が確認されておるところでございます。

被害状況につきましては、先生御指摘のとおり、六甲山ろく部の宅地造成地における宅盤へのクラック、宅地の基盤でございすけれども、こういう宅盤へのクラックとかあるいは石積み擁壁の破壊、そういったような被害が大変多いというふうに聞いております。

○中島(武)委員 何で今回の地震でこういう擁壁が破壊されるとかあるいは石垣が崩れるとか、そういうことが起きたのかということについてもお調べになっておられますか。

○小野政府委員 宅地の被災状況、その原因でございますけれども、これにつきましては、私どもの係があるいは住宅・都市整備公団の専門家、こういう者を動員いたしまして、一月の二十二日からいから現地に目視で調査に入つたわけでございます。

ただ、いろいろな原因等がございまして、先生御指摘のとおり、どういう状況でどういう力が働いて当該箇所の宅地に被害が出たかというようないかなる原因に至るまでの調査はまだ十分ではないと思っております。やはり現在の状況で、どういような状況での被害になっているのか。やはり危ないものは関係公共団体において直ちに住民の方々に避難をしていただくとか、そういう措置が必要でございまして、あるいは、臨時応急的な、ビニールシートを張つてとりあえず応急措置を施すとかいったようなことも必要でございまして、そういうような対応に迫られている、こういう状況でございます。

○中島(武)委員 これは新聞の報道なんですけれども、京大グループの調査によりますと、地下水を含んだ地層が大変移動したということが、このように被害が起きたということが報告されております。私も、そういうことを聞きますと、あそこは傾斜地ですし、その下にはたくさん砂の層があつて、そこに地下水がたまっている、地震の揺れが来る、これがやはり原因なのかなというのを思ひますけれども、今、調査中で最終的な結論が出ていないわけではないとお話でございましたので、やはりこの辺も大いに突きとめていただきたいと思います。

それで、その次にお尋ねしたいのは、県知事の方から要望が出ております点では、「安全な宅地の確保」ということで三項目の要望が出ています。

これは建設省としては十分御存じだと思っております。「運たんする危険宅地の復旧に対する助成」と、「危険宅地、擁壁等の解体及び除却に係る費用の公費負担」これを要望されている。それで、実は私、さっきも言いましたように、十四日の当委員会におきまして建設大臣から大変積極的な答弁をいただいております。これは要旨ですけれども、建設大臣、私自信も現場を見た、個人個人が対処するのが原則だが、丘陵地なので砂防事業として実施できないか事務当局に検討を指示している、中島議員の指摘の点については調査し前向きに検討するという、こういう非常に積極的な御答弁をいただきました。

それで、まず伺いたいですけれども、砂防事業としてこれを実施をするということができるのかどうか、この点について伺いたいと思っております。

○小野政府委員 お答えいたします。

先生御指摘の、宅地の被害をどう復旧していくかという点でございすけれども、これにつきましては、基本的には、宅地は個人の財産でもございす。したがって、一般的には、今いろいろな宅地融資制度も、大臣の強い御指示によりましていろいろな制度を新しくつくろうということを考えているわけでもございすけれども、そういう住宅金融公庫等による融資制度を積極的に活用することによって対処していくのが基本だということに考えておるわけでもございす。十四日に大臣がお話しになりましたとおり、例えば、放置すれば周辺に大変大きな影響が及ぶようなおそれがある場合でございすとか、あるいは、公共施設の復旧事業に関連すると認められるような場合などにあつては、その原因の対策によっては災害関連の公共事業というふうなもの活用によって対処し得る場合も場合によってはあり得るのではないかと、こう考えております。

大臣の御指示によつて目下検討しているところでもございす。先生御指摘のとおり、例えば具体的に砂防事業によつて救える箇所はどこの

か、あるいは、原因によつてはそれ以外に何か災害関連の公共事業制度の活用によつて救える場所があるのではないかとしようなことにつきましては、目下、これはあくまでも都道府県あるいは関係市の要請によつて災害復旧事業が行われるわけでございますので、具体的な地元におけるいろいろな検討結果というものが待たれる状況にあるわけでございます。

ただ、これは私どもでもいろいろな観点から、地元のそういう動きだけを見守っているわけではございませんで、私どもの方の例えば地すべりの専門家でございまして、か宅地防災の専門家といったようなものを現地に派遣をいたしまして現地も十分打ち合わせをしている、こういう状況でございます。

○中島(武)委員 實際に大きな被害を受けたところにしてみると、自分の家一軒だけじゃない、連檐する、つまりずつとつながつて、非常にがけ崩れが起きたりそれから石垣が崩れたりというようなことが続発しているんですね。そういう点では、地震による被害であることはこれはもう全く明瞭なわけですね。ですからそれは、原則は確かに個人負担ということになるかもしれませんが、しかし、今度の大地震ということを考えるならば、そして、もう非常にそういう危険のためにおちおち眠ることもできない、こういう状況なんですから、そこはできるだけやはり災害による、地震による救済方法というものを——原因をよく突きとめてみれば、やはり個人の責任に帰すべきものではない深いところ、砂層が地下水を含んで動いたために、普通ではそんなこと考えられなかったようなことがやられていたわけですよ。だと思ふんですね。そういう点は、今ちよつと原因をよく突きとめてというようなお話もありましたけれども、やはり公費でちゃんと負担ができるということへぜひ進んでもらいたいと私は思ふんですね。せっかく大臣がああいういい答弁してくださっているんですからね。だからもう地元の人は、みんな私がやったのを報道で知つて、おお今度は

助かるぞとこう言っているんですよ。だから、その期待を裏切らないようにひとつこの点はぜひやっていただきたいと思ひます。

それから——あります。あればあれですけども。

○野坂(國務)大臣 お話がありましたように、この間私が答弁しましたように、東灘区の西岡本あるいは仁川に参りまして、作業の現場、被害の状況をつぶさに検討してまいりました。したがしまして、公共事業でできることはできるだけそれに取り込んで住民の皆さんの被害というものを最小限にとどめたいと、またとどめるべきである。御指摘がありましたように、今回の災害というのは自己の責任で起きたわけではないわけですから、いわゆる天災によつて被害をこうむられたわけでありまして、できるだけ公共事業でできることは公共工事、国なり県市の責任で実施したいと。これは、あなたも私も気持ちには変わりがせん。

ただ、そこに道路があつたりあるいは公共物があつたということになればそれに巻き込んでやることのできるだらうと思ひますが、お話がありまして宅地連檐の場合ですね。何もない、ただ単に宅地だけだということについては、基準からやはり残念ながら外れるということにならうと思ひます。

その場合についていろいろ先生方から御意見をちようだいしましたので、二十四日ごろ、我々は災害復興宅地融資制度という制度を創設をいたしまして、低利で長期でお貸しをして、みずからの宅地だけの問題については復旧対策をやらうと、こういうことで法案も緊急に上程をしたいと思います。こういうふうにご考えておるところでございますので、御了承を賜りたいと思ひます。

○中島(武)委員 もう一つの点を伺いたいのですけれども、それは県知事の方でも要請してきている問題の一つであります、「危険宅地、擁壁等の解体及び除却に係る費用の公費負担」ということを県知事が要望しているんですね。瓦れきの除却

処理につきましては公費でやるということを既に公にされておりますが、この点も同じ問題だと思ふんですね。そういう点では県知事も期待をしておりますし、また地元の皆さんも、これはどうしようもないと言つて、もう崩れてしまつてしまつて、この処理は当然公費負担でなければならぬと思ふのでございけれども、どうなんでしょうか。

○小野(政府)委員 お答えいたします。瓦れきの処理でございますけれども、例えば擁壁が崩れて廃棄物となつた瓦れきというものがあつたわけでございますが、例えば、倒壊して廃棄物となつた擁壁等の除去につきましては、これは除却の対象となる家屋と同じように、今回阪神の大震災にかんがみまして認められました災害廃棄物処理事業、この事業によつて市町村が実施する事業の対象に含まれるという場合も当然であると承知をいたしております。

ただ、その他の例えば擁壁、倒壊をしていない、倒壊するおそれがあるようなものでございまして、けれども、そういったようなものがどうかというところをございまして、これにつきましては、これをどうするかということも確かに大きな議論になるだらうと思つておりますけれども、基本的にはやはり宅地というものは個人財産ということもございまして、その処理を、倒壊をした家屋の瓦れきと同じように処理するということはなかなか難しい面もあると思ひますけれども、現在関係省庁間でこの取り扱いをどうするかということを検討しているというふう聞いております。具体的には、この事業を所管しておられます厚生省、あるいは具体的な関係省庁のもとで一刻も早く瓦れきを処理をするということが大変大事でございまして、そういう点も含めまして今後検討され、また処理をされるというふうにご考えております。

○中島(武)委員 残された時間でお尋ねしたいことがあります。それは、同じく県知事の要請問題なんですけれども、「住宅金融公庫融資の

拡充」という問題についてなんです、この点で県知事の方から、「新規融資の拡充」ということで、「災害復興住宅貸付限度額の大幅な引き上げ」と金利の引き下げ及び据置期間の延長」という要請がなされております。それからまたもう一つ、「既往債務者に対する救済措置」ということで、「元金の据置期間及び償還期間の延長、金利の引き下げ」ということについて要望されてきております。もう既に政府の方では決定していると思ふのでございけれども、私たち中身が十分よくわかつておりません。多くの皆さんもわかつていないのではないかと思ふのです。

それで、この問題についてお尋ねしますので、お答えをいただきたいと思ひます。

○梅野(政府)委員 住宅金融公庫の災害復興住宅貸し付け関係の問題でございますが、従来から用意されております仕組みの最大ということで既に手は打つてあるわけでございますが、こういう席でも繰り返して大臣からも申し上げておりますように、また我々の方でもう一步踏み込んだ安定支援策はないかということもさきざき指示も受けておたわけでございます。今御指摘のように、地元からも御要請をいただいているところでございまして、今、まず一点の、新しい方の貸し付けの問題でございまして、一つは、据置期間につきましては、現在でも三割という金利でございまして、これを五年に延ばそうということ、また貸付限度額につきましても大幅な上乗せをしようということ、例えばマンションなどにおきましては一千万円近い金額を何とか上乗せできないかということとおおむね結論に近づいていくわけでございます。また、金利につきましても、この三割というのはこういう金融の場合の考えられる最低の金利でございまして、何とかこれを実質的に引き下げる別の手段はないかということ、お尋ね

○五割程度の引き下げ効果のあるようなものについて国においても何らかの処理をしよう、地元においてもさらにも何らかの御工夫があるろうかと思ひますけれども、少なくともそれくら

いの数字については国においても対応しようというようなこととおおむね準備が進んできているというところでございます。

また、既往の債務者、残債の問題でございますが、これにつきましても、据置期間を、これは元利ともに送るということになるわけでございますが、現在の三年を、同様に五年に送れるようにしよう。したがって、それに伴いまして返済期間もそのまま送られていくことになるわけでございます。それから、据置期間中の金利の引き下げについては、現実にお借りになっている金利から最大一・五％まで引き下げることが措置されているわけでございますけれども、できれば三％ぐらいのところまではどういうケースの場合にもいけるようにというようなことをおおむね固めている段階でございます。

○中島(武)委員 時間のようですから、これでおしまいにさせていただきますが、大臣の方から、何かこれらのことについてこの際ひとつ大いに物を言っておきたいということがあれば、それをお聞きして、私の質問を終わりにしたいと思います。

○野坂國務大臣 建設委員会の各員の先生方からそれぞれ質問なり意見を通じて御提言をちょうだいしました。重く受けとめて、天災とはいえ異常な大惨事でございますので、その災害の復興、復旧、このために、被災者の皆さんがあるいは全国民がこれを教訓とし、そして被災者の皆さん方が決意を込めて再建に立ち上がるというための援助なり助言なり、具体的な事業の実施を我々は速やかに進めてまいりたい、そして立派な兵庫県を、立派な神戸をそれぞれつくり上げていきたいというふうに考えております。

○中島(武)委員 終わります。

○遠藤委員長 これにて両案に対する質疑は終局いたしました。

次回は、来る三月一日水曜日正午理事会、午後零時十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時三十四分散会

平成七年三月十日印刷

平成七年三月十三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K